

議案審議

会期 9月3日～9月27日(25日間)

市長提出議案

- 決算案件……………8件
- 予算案件……………2件
- 条例案件……………5件
- その他案件……………2件

この定例会には、令和5年度各会計決算、令和6年度各会計補正予算、条例の一部改正など17議案が市長より提出され、いずれも原案のとおり認定・可決・同意されました。質疑と答弁の要旨の一部は次のとおりです。QRコードを読み取ると議案質疑の録画映像をご覧ください。



議案
第9号

令和6年度 旭市一般会計補正予算

法改正の内容を生活保護システムに反映させる改修費用を補正

本市では、生活保護システムを導入し、毎月の生活扶助費等の計算をしている。法改正の内容をシステムに反映させるため、改修費用を補正する。

問 生活保護法等の改正により、就職準備金の支給が可能になったことや、保護の廃止時に支給される就労自立給付金の算定方式が変更になったことに伴うシステム改修費用とのことだが、具体的な内容を伺う。

答 1点目は、高校卒業後、これまで大学等に進学するときに支給可能であった進学準備給付金に加え、改正後は、就職した場合であっても「就職準備給付金」が支給可能となる。2点目は、就職して安定した収入を得て保護廃止となった場合に支給できる「就労自立給付金」の算定方式について、これまで就労収入充当額に応じて給付金が増える方式だったが、改正後は就職してから保護廃止に至るまでの期間が短いほど、給付金が増える方式に変更となる。どちらの給付金も、保護廃止の際に自立を支援する一時金として支給されるもの。

問 本市の生活保護の状況を確認したいので、受給者数並びに直近3か年の推移を伺う。

答 各年度の年度平均で、令和3年度の保護受給者数は398人、令和4年度では426人、令和5年度では470人と、受給者数は年々増加傾向にある。

問 受給者が増加傾向にあり、職員負担を危惧するところだが、システム改修により生活保護事務に何かしらの影響があるのか伺う。

答 直接的に保護受給者数等への影響といた点では難しいが、事務の効率化は図られることになるので、担当職員も個々の実情に応じた自立への支援を、より丁寧に行うことが可能になると考えている。そうすると、総体的にはよい影響があるというふうに考えている。

議案
第12号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

農業委員等へ成果に応じた「能率給」を支給

農業委員、農地利用最適化推進委員の月額報酬に加え、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国から交付される農地利用最適化交付金を財源とし、成果に応じた「能率給」を上乗せ支給する。

問 能率給は「予算の範囲内で市長が定める額」としているが、金額は幾らくらいを想定しているのか。

答 報酬の財源となる交付金が国の予算の範囲内で配分されること、全国の農業委員会の活動や成果の状況により、交付金額を国が算定することとなるため、あらかじめ交付金額を把握し、支給金額を算定することは、現時点では困難な状況。

問 能率給ということで、いつ頃どのような方法で評価するのか。また、その評価基準は。

答 この交付金の中では、委員の活動実績分と成果実績分について、交付の対象となっている。活動実績は委員の月平均の活動日数に応じて評価点が定められている。成果実績は農業委員会のほうで農地利用最適化推進活動の活動目標を毎年度設定しており、その目標に対しての達成状況により、評価点が定められている。

問 支給額の差は、委員内での不公平感につながるのではないのか。

答 基本給はそのまま、従来と比較し、1人当たりの報酬が減額されるものではない。活動成果に見合う報酬として、基本給に上乗せする形で支給するものであり、委員間の活動の格差が補えるものと考えている。